

議案第 25 号

山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 21 日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正する条例

山陽小野田市手数料徴収条例（平成 17 年山陽小野田市条例第 90 号）の一部を次のように改正する。

別表第 14 の 6 の項中「既存建築物を除く」を「建築等に係るものに限る」に改め、同表 7 の項中「一敷地内建築物」を「一敷地内認定建築物」に、「建築物の建築の認定」を「建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等の認定」に、「同一敷地内認定建築物を除く」を「新築又は増築等に係るものに限る」に改める。

別表第 16 を次のように改める。

別表第 16（第 2 条関係）

都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号。以下この表において「法」という。）に関する事務

	名称	事務	金額
1	低炭素建築物 新築等計画認定申請手数料	法第 53 条第 1 項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定	ア 一戸建ての住宅（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省令・国土交通省令第 1 号。以下この表及び別表第 18 において「省令」という。）第 10 条第 2 号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準（以下この表及び別表 18 において「誘導仕様基準」とい

う。)による認定に係るものに限る。)

1 件につき

床面積の合計

200平方メートル未満のもの

20,000円

200平方メートル以上のもの

24,000円

イ 一戸建ての住宅（誘導仕様基準による認定に係るものを除く。）

1 件につき

床面積の合計

200平方メートル未満のもの

39,000円

200平方メートル以上のもの

47,000円

ウ 共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分（誘導仕様基準による認定に係るものに限る。）

1 件につき

戸数が1戸のもの

24,000円

戸数が2戸以上5戸以下のもの

56,000円

戸数が6戸以上10戸以下のもの

66,000円

戸数が11戸以上25戸以下のもの

89,000円

戸数が26戸以上のもの

126,000円

エ 共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分（誘導仕様基準による認定に係るものを除く。）

1 件につき

戸数が 1 戸のもの

47,000 円

戸数が 2 戸以上 5 戸以下のもの

127,000 円

戸数が 6 戸以上 10 戸以下のもの

142,000 円

戸数が 11 戸以上 25 戸以下のもの

187,000 円

戸数が 26 戸以上のもの

257,000 円

オ 非住宅建築物又は複合建築物に係る非住宅部分（以下この表及び別表第 18 において「非住宅建築物等」という。）のうち工場等の用に供する部分

1 件につき

床面積の合計

300 平方メートル未満のもの

115,000 円

300 平方メートル以上のもの

150,000 円

カ 非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分以外の部分

1 件につき

床面積の合計

300平方メートル未満のもの

253,000円

300平方メートル以上のもの

326,000円

備考

- 1 共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分について申請する場合の手数料の金額は、当該共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分の戸数に応じウ又はエに定める額と当該共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分のうち共用部分の床面積を非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分の床面積とみなした場合の当該床面積の合計に応じオに定める額を合算した額とする。
- 2 非住宅建築物等について申請する場合の手数料の金額は、当該非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分の床面積の合計に応じオに定める額と当該非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分以外の部分の床面積の合計に応じカに定める額を合算した額とする。
- 3 複合建築物の建築物全体について申請する場合の手数料の金額は、備考1の例により算定した額と備考2の例により算定した額を合算した額とする。
- 4 アに係る申請書に、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項の登録住宅性能評価機関（以下この表及び別表第18において「登録住宅性能評価機関」という。）が作成した当該申請に係る低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項各号（法第55条第2項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合していることを証する書類（以下この表において「適合証」という。）又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床

面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

- (1) 200平方メートル未満のもの 15,000円
- (2) 200平方メートル以上のもの 19,000円

5 イに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

- (1) 200平方メートル未満のもの 34,000円
- (2) 200平方メートル以上のもの 42,000円

6 ウに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

- (1) 1戸のもの 19,000円
- (2) 2戸以上5戸以下のもの 46,000円
- (3) 6戸以上10戸以下のもの 50,000円
- (4) 11戸以上25戸以下のもの 62,000円
- (5) 26戸以上のもの 81,000円

7 エに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

- (1) 1戸のもの 42,000円
- (2) 2戸以上5戸以下のもの 117,000円
- (3) 6戸以上10戸以下のもの 126,000円

(4) 11戸以上25戸以下のもの 160,000円

(5) 26戸以上のもの 212,000円

8 オに係る申請書に、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下この表及び別表第18において「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 300平方メートル未満のもの 105,000円

(2) 300平方メートル以上のもの 134,000円

9 カに係る申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 300平方メートル未満のもの 243,000円

(2) 300平方メートル以上のもの 310,000円

10 備考1の場合における申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、備考6又は備考7の例により算定した額と備考8の例により算定した額を合算した額とする。

11 備考2の場合における申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、備考8の例により算定した額と備考9の例により算定した額を合算した額とする。

12 備考3の場合における申請書に、登録住宅性能評価

		<p>機関であり、かつ、登録建築物エネルギー消費性能判定機関であるもの（以下この表及び別表第18において「登録判定評価機関」という。）が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、備考10の例により算定した額と備考11の例により算定した額を合算した額とする。</p> <p>13 法第54条第2項の規定による申出をする場合の手数料の金額は、別表第14の1の項に規定する建築物等確認申請手数料の金額に相当する額を、前記の手数料の金額に加算した金額とする。</p>
2	<p>低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料</p>	<p>法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更認定申請</p> <p>ア 一戸建ての住宅（誘導仕様基準による認定に係るものに限る。）</p> <p>1件につき</p> <p>床面積の合計</p> <p>200平方メートル未満のもの</p> <p>10,000円</p> <p>200平方メートル以上のもの</p> <p>12,000円</p> <p>イ 一戸建ての住宅（誘導仕様基準による認定に係るものを除く。）</p> <p>変更に係る戸数1件につき</p> <p>床面積の合計</p> <p>200平方メートル未満のもの</p> <p>21,000円</p> <p>200平方メートル以上のもの</p> <p>24,000円</p> <p>ウ 共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分（誘導仕様基準による認定に係るものに限る。）</p>

変更に係る戸数1件につき

戸数が1戸のもの

12,000円

戸数が2戸以上5戸以下のもの

28,000円

戸数が6戸以上10戸以下のもの

33,000円

戸数が11戸以上25戸以下のもの

45,000円

戸数が26戸以上のもの

64,000円

エ 共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分（誘導仕様基準による認定に係るものを除く。）

変更に係る戸数1件につき

戸数が1戸のもの

24,000円

戸数が2戸以上5戸以下のもの

64,000円

戸数が6戸以上10戸以下のもの

71,000円

戸数が11戸以上25戸以下のもの

94,000円

戸数が26戸以上のもの

130,000円

オ 非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分

1件につき

床面積の合計

300平方メートル未満のもの
58,000円

300平方メートル以上のもの
75,000円

カ 非住宅建築物等のうち工場等の
用に供する部分以外の部分

1件につき

床面積の合計

300平方メートル未満のもの
127,000円

300平方メートル以上のもの
163,000円

備考

1 共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分について申請する場合の手数料の金額は、当該共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分の戸数に応じウ又はエに定める額と当該共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分のうち共用部分の床面積を非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分の床面積とみなした場合の当該床面積の合計に応じオに定める額を合算した額とする。

2 非住宅建築物等について申請する場合の手数料の金額は、当該非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分の床面積の合計に応じオに定める額と当該非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分以外の部分の床面積の合計に応じカに定める額を合算した額とする。

3 複合建築物の建築物全体について申請する場合の手数料の金額は、備考1の例により算定した額と備考2の例により算定した額を合算した額とする。

4 アに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した

適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

- (1) 200平方メートル未満のもの 7,000円
- (2) 200平方メートル以上のもの 9,000円

5 イに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

- (1) 200平方メートル未満のもの 18,000円
- (2) 200平方メートル以上のもの 21,000円

6 ウに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる変更に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

- (1) 1戸のもの 9,000円
- (2) 2戸以上5戸以下のもの 23,000円
- (3) 6戸以上10戸以下のもの 25,000円
- (4) 11戸以上25戸以下のもの 31,000円
- (5) 26戸以上のもの 41,000円

7 エに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる変更に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

- (1) 1戸のもの 21,000円

- (2) 2戸以上5戸以下のもの 59,000円
- (3) 6戸以上10戸以下のもの 63,000円
- (4) 11戸以上25戸以下のもの 80,000円
- (5) 26戸以上のもの 107,000円

8 オに係る申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

- (1) 300平方メートル未満のもの 53,000円
- (2) 300平方メートル以上のもの 67,000円

9 カに係る申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

- (1) 300平方メートル未満のもの 122,000円
- (2) 300平方メートル以上のもの 155,000円

10 備考1の場合における申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、備考6又は備考7の例により算定した額と備考8の例により算定した額を合算した額とする。

11 備考2の場合における申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、備考8の例により算定した額と備考9の例により算定した額を合算した額とする。

12 備考3の場合における申請書に、登録判定評価機関が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、

	備考10の例により算定した額と備考11の例により算定した額を合算した額とする。
	13 法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出をする場合の手数料の金額は、別表第14の1の項に規定する建築物等確認申請手数料の金額に相当する額を前記の手数料の金額に加算した金額とする。

別表第18を次のように改める。

別表第18（第2条関係）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この表において「法」という。）に関する事務

	名称	事務	金額
1	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	法第12条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に関する事務	<p>ア 非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分（省令第1条第1項第1号ロに定める基準（以下この表において「第1条モデル建物法基準」という。）による判定に係るものに限る。）</p> <p>1件につき</p> <p>床面積の合計</p> <p>300平方メートル未満のもの 20,000円</p> <p>300平方メートル以上500平方メートル以下のもの 29,000円</p> <p>イ 非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分（第1条モデル建物法基準による判定に係るものを除く。）</p>

1 件につき

床面積の合計

300 平方メートル未満のもの

22,000 円

300 平方メートル以上 500

平方メートル以下のもの

31,000 円

ウ 非住宅建築物等のうち工場等の
用に供する部分以外の部分（第 1
条モデル建物法基準による判定に
係るものに限る。）

1 件につき

床面積の合計

300 平方メートル未満のもの

98,000 円

300 平方メートル以上 500

平方メートル以下のもの

129,000 円

エ 非住宅建築物等のうち工場等の
用に供する部分以外の部分（第 1
条モデル建物法基準による判定に
係るものを除く。）

1 件につき

床面積の合計

300 平方メートル未満のもの

173,000 円

300 平方メートル以上 500

平方メートル以下のもの

234,000 円

2	建築物エネルギー消費性能変更適合性判定手数料	法第12条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能変更適合性判定に関する事務	<p>ア 非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分（第1条モデル建物法基準による判定に係るものに限る。）</p> <p>1件につき</p> <p>床面積の合計</p> <p>300平方メートル未満のもの 10,000円</p> <p>300平方メートル以上500平方メートル以下のもの 14,000円</p> <p>イ 非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分（第1条モデル建物法基準による判定に係るものを除く。）</p> <p>1件につき</p> <p>床面積の合計</p> <p>300平方メートル未満のもの 11,000円</p> <p>300平方メートル以上500平方メートル以下のもの 15,000円</p> <p>ウ 非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分以外の部分（第1条モデル建物法基準による判定に係るものに限る。）</p> <p>1件につき</p> <p>床面積の合計</p> <p>300平方メートル未満のもの</p>
---	------------------------	---------------------------------------	---

			<p>50,000円</p> <p>300平方メートル以上500平方メートル以下のもの</p> <p>65,000円</p> <p>エ 非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分以外の部分（第1条モデル建物法基準による判定に係るものを除く。）</p> <p>1件につき</p> <p>床面積の合計</p> <p>300平方メートル未満のもの</p> <p>87,000円</p> <p>300平方メートル以上500平方メートル以下のもの</p> <p>117,000円</p>
3	軽微変更該当証明申請手数料	法第12条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する事務	<p>ア 非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分（第1条モデル建物法基準による判定に係るものに限る。）</p> <p>1件につき</p> <p>床面積の合計</p> <p>300平方メートル未満のもの</p> <p>10,000円</p> <p>300平方メートル以上500平方メートル以下のもの</p> <p>14,000円</p> <p>イ 非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分（第1条モデル建物法基準による判定に係るものを</p>

除く。)

1 件につき

床面積の合計

300 平方メートル未満のもの

11,000 円

300 平方メートル以上 500

平方メートル以下のもの

15,000 円

ウ 非住宅建築物等のうち工場等の
用に供する部分以外の部分（第 1
条モデル建物法基準による判定に
係るものに限る。）

1 件につき

床面積の合計

300 平方メートル未満のもの

50,000 円

300 平方メートル以上 500

平方メートル以下のもの

65,000 円

エ 非住宅建築物等のうち工場等の
用に供する部分以外の部分（第 1
条モデル建物法基準による判定に
係るものを除く。）

1 件につき

床面積の合計

300 平方メートル未満のもの

87,000 円

300 平方メートル以上 500

平方メートル以下のもの

			117,000円
		備考	
		1 「工場等」とは、工場、危険物の貯蔵又は処理に供する建築物、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場及び火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう。	
		2 非住宅建築物等（工場等の用に供する部分及び工場等の用に供する部分以外の部分を含むものに限る。）について判定を受ける場合の手数料の額は、ア若しくはイに定める額とウ若しくはエに定める額を合算した額又は当該工場等の用に供する部分の床面積を工場等の用に供する部分以外の部分の床面積とみなした場合の当該床面積の合計に応じウ若しくはエに定める額のいずれか低い額とする。	
4	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	法第34条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定	<p>ア 非住宅建築物等（省令第10条第1号イ（2）及び同号ロ（2）に定める基準（以下この表において「第10条モデル建物法基準」という。）による認定に係るものに限る。）</p> <p>1件につき</p> <p>床面積の合計</p> <p>300平方メートル未満のもの 98,000円</p> <p>300平方メートル以上500平方メートル以下のもの 129,000円</p> <p>イ 非住宅建築物等（第10条モデル建物法基準による認定に係るも</p>

のを除く。)

1 件につき

床面積の合計

300 平方メートル未満のもの

173,000 円

300 平方メートル以上 500

平方メートル以下のもの

234,000 円

ウ 一戸建ての住宅（誘導仕様基準による認定に係るものに限る。）

1 件につき

床面積の合計

200 平方メートル未満のもの

20,000 円

200 平方メートル以上のもの

21,000 円

エ 一戸建ての住宅（誘導仕様基準による認定に係るものを除く。）

1 件につき

床面積の合計

200 平方メートル未満のもの

39,000 円

200 平方メートル以上のもの

43,000 円

オ 共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分であって、共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量を算出するもの（誘導仕様基準による認定に係るものに限る。）

申請に係る戸数1件につき

戸数が4戸以下のもの

162,000円

戸数が5戸以上15戸以下のもの

181,000円

カ 共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分であって、共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量を算出するもの（誘導仕様基準による認定に係るものを除く。）

申請に係る戸数1件につき

戸数が4戸以下のもの

237,000円

戸数が5戸以上15戸以下のもの

269,000円

キ 共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分であって、共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量を算出しないもの（誘導仕様基準による認定に係るものに限る。）

申請に係る戸数1件につき

戸数が4戸以下のもの

53,000円

戸数が5戸以上15戸以下のもの

73,000円

ク 共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分であって、共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量を算出しないもの（誘導仕様基準に

よる認定に係るものを除く。)

申請に係る戸数1件につき

戸数が4戸以下のもの

129,000円

戸数が5戸以上15戸以下のもの
161,000円

備考

1 2以上の建築物について申請する場合の手数料の金額は、当該建築物ごとに算出する。

2 複合建築物の建築物全体について申請する場合の手数料の金額は、当該複合建築物に係る非住宅部分の床面積の合計に応じア又はイに定める額と当該複合建築物に係る住宅部分の戸数に応じオからクまでのいずれかに定める額を合算した額とする。

3 アに係る申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した当該申請に係る法第35条第1項各号（法第36条第2項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合していることを証する書類（以下この表において「誘導基準適合証」という。）の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 300平方メートル未満のもの 88,000円

(2) 300平方メートル以上500平方メートル以下のもの 113,000円

4 イに係る申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した誘導基準適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた

金額とする。

(1) 300平方メートル未満のもの 163,000円

(2) 300平方メートル以上500平方メートル以下
のもの 218,000円

5 ウに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 200平方メートル未満のもの 15,000円

(2) 200平方メートル以上のもの 16,000円

6 エに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 200平方メートル未満のもの 34,000円

(2) 200平方メートル以上のもの 38,000円

7 オに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 4戸以下のもの 152,000円

(2) 5戸以上15戸以下のもの 161,000円

8 カに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額

		<p>から減じた金額とする。</p> <p>(1) 4戸以下のもの 227,000円</p> <p>(2) 5戸以上15戸以下のもの 249,000円</p> <p>9 キに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。</p> <p>(1) 4戸以下のもの 43,000円</p> <p>(2) 5戸以上15戸以下のもの 53,000円</p> <p>10 クに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。</p> <p>(1) 4戸以下のもの 119,000円</p> <p>(2) 5戸以上15戸以下のもの 141,000円</p> <p>11 備考2の場合に係る申請書に、登録判定評価機関が作成した誘導基準適合証の添付がある場合の手数料の金額は、備考3又は備考4の例により算定した額と備考7から備考10までのいずれかの例により算定した額を合算した額とする。</p> <p>12 法第35条第2項の規定による申出をする場合の手数料の金額は、別表第14の1の項に規定する建築物等確認申請手数料の金額に相当する額を前記の手数料の金額に加算した金額とする。</p>	
5	建築物エネルギー消費性能向上計	法第36条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変	ア 非住宅建築物等（第10条モデル建物法基準による認定に係るものに限る。）

	画変更認定 申請手数料	更認定	<p>1 件につき</p> <p>床面積の合計</p> <p>300 平方メートル未満のもの 50,000 円</p> <p>300 平方メートル以上 500 平方メートル以下のもの 65,000 円</p> <p>イ 非住宅建築物等（第 10 条モデル建物法基準による認定に係るものを除く。）</p> <p>1 件につき</p> <p>床面積の合計</p> <p>300 平方メートル未満のもの 87,000 円</p> <p>300 平方メートル以上 500 平方メートル以下のもの 117,000 円</p> <p>ウ 一戸建ての住宅（誘導仕様基準による認定に係るものに限る。）</p> <p>1 件につき</p> <p>床面積の合計</p> <p>200 平方メートル未満のもの 10,000 円</p> <p>200 平方メートル以上のもの 11,000 円</p> <p>エ 一戸建ての住宅（誘導仕様基準による認定に係るものを除く。）</p> <p>1 件につき</p> <p>床面積の合計</p>
--	----------------	-----	---

200平方メートル未満のもの

21,000円

200平方メートル以上のもの

23,000円

オ 共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分であって、共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量を算出するもの（誘導仕様基準による認定に係るものに限る。）

申請に係る戸数1件につき

戸数が4戸以下のもの

81,000円

戸数が5戸以上15戸以下のもの

91,000円

カ 共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分であって、共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量を算出するもの（誘導仕様基準による認定に係るものを除く。）

申請に係る戸数1件につき

戸数が4戸以下のもの

119,000円

戸数が5戸以上15戸以下のもの

135,000円

キ 共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分であって、共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量を算出しないもの（誘導仕様基準による認定に係るものに限る。）

<p>申請に係る戸数1件につき</p> <p>戸数が4戸以下のもの 27,000円</p> <p>戸数が5戸以上15戸以下のもの 36,000円</p> <p>ク 共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分であって、共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量を算出しないもの（誘導仕様基準による認定に係るものを除く。）</p> <p>申請に係る戸数1件につき</p> <p>戸数が4戸以下のもの 65,000円</p> <p>戸数が5戸以上15戸以下のもの 81,000円</p>
--

備考

- 1 2以上の建築物について申請する場合の手数料の金額は、当該建築物ごとに算定する。
- 2 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物を追加する場合の当該他の建築物に係る手数料の金額は、前記の手数料の金額にかかわらず、この項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の金額に相当する額とする。
- 3 複合建築物の建築物全体について申請する場合の手数料の金額は、当該複合建築物に係る非住宅部分の床面積の合計に応じア又はイに定める額と当該複合建築物に係る住宅部分の戸数に応じオからクまでのいずれかに定める額を合算した額とする。
- 4 アに係る申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判

定機関が作成した誘導基準適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 300平方メートル未満のもの 45,000円

(2) 300平方メートル以上500平方メートル以下のもの 56,000円

5 イに係る申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した誘導基準適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 300平方メートル未満のもの 82,000円

(2) 300平方メートル以上500平方メートル以下のもの 108,000円

6 ウに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 200平方メートル未満のもの 7,000円

(2) 200平方メートル以上のもの 8,000円

7 エに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 200平方メートル未満のもの 18,000円

(2) 200平方メートル以上のもの 20,000円

8 オに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 4戸以下のもの 76,000円

(2) 5戸以上15戸以下のもの 81,000円

9 カに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 4戸以下のもの 114,000円

(2) 5戸以上15戸以下のもの 125,000円

10 キに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 4戸以下のもの 22,000円

(2) 5戸以上15戸以下のもの 26,000円

11 クに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 4戸以下のもの 60,000円

(2) 5戸以上15戸以下のもの 71,000円

12 備考3の場合における申請書に、登録判定評価機関

		<p>が作成した誘導基準適合証の添付がある場合の手数料の金額は、備考4又は備考5の例により算定した額と備考8から備考11までのいずれかの例により算定した額を合算した額とする。</p> <p>13 法第36条第2項において準用する法第35条第2項の規定による申出をする場合の手数料の金額は、別表第14の1の項に規定する建築物等確認申請手数料の金額に相当する額を前記の手数料の金額に加算した金額とする。</p>
6	建築物エネルギー消費性能に係る認定申請手数料	<p>法第41条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定</p> <p>ア 非住宅建築物（第1条モデル建築物法基準による認定に係るものに限る。）</p> <p>1件につき</p> <p>床面積の合計</p> <p>300平方メートル未満のもの 98,000円</p> <p>300平方メートル以上500平方メートル以下のもの 129,000円</p> <p>イ 非住宅建築物（第1条モデル建築物法基準による認定に係るものを除く。）</p> <p>1件につき</p> <p>床面積の合計</p> <p>300平方メートル未満のもの 173,000円</p> <p>300平方メートル以上500平方メートル以下のもの 234,000円</p>

ウ 一戸建ての住宅（省令第1条第1項第2号イ（2）及び同号ロ（2）に定める基準による認定に係るものに限る。）

1件につき

床面積の合計

200平方メートル未満のもの

21,000円

200平方メートル以上のもの

22,000円

エ 一戸建ての住宅（省令第1条第1項第2号イ（2）及び同号ロ（2）に定める基準による認定に係るものを除く。）

1件につき

床面積の合計

200平方メートル未満のもの

39,000円

200平方メートル以上のもの

43,000円

オ 共同住宅等であつて、共用部分の設計一次エネルギー消費量を算出するもの（省令第1条第1項第2号イ（2）及び同号ロ（2）に定める基準による認定に係るものに限る。）

申請に係る戸数1件につき

戸数が4戸以下のもの

102,000円

戸数が5戸以上15戸以下のもの
117,000円

カ 共同住宅等であって、共用部分の設計一次エネルギー消費量を算出するもの（省令第1条第1項第2号イ（2）及び同号ロ（2）に定める基準による認定に係るものを除く。）

申請に係る戸数1件につき

戸数が4戸以下のもの

237,000円

戸数が5戸以上15戸以下のもの
269,000円

キ 共同住宅等であって、共用部分の設計一次エネルギー消費量を算出しないもの（省令第1条第1項第2号イ（2）及び同号ロ（2）に定める基準による認定に係るものに限る。）

申請に係る戸数1件につき

戸数が4戸以下のもの

58,000円

戸数が5戸以上15戸以下のもの
76,000円

ク 共同住宅等であって、共用部分の設計一次エネルギー消費量を算出しないもの（省令第1条第1項第2号イ（2）及び同号ロ（2）に定める基準による認定に係るも

のを除く。)

申請に係る戸数1件につき

戸数が4戸以下のもの

129,000円

戸数が5戸以上15戸以下のもの

161,000円

備考

1 複合建築物について申請する場合の手数料の金額は、当該複合建築物に係る非住宅部分の床面積の合計に応じア又はイに定める額と当該複合建築物に係る住宅部分の戸数に応じオからクまでのいずれかに定める額を合算した額とする。

2 アに係る申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した当該申請に係る法第2条第1項第3号に掲げる基準に適合していることを証する書類（以下この表において「適合証」という。）又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 300平方メートル未満のもの 88,000円

(2) 300平方メートル以上500平方メートル以下のもの 113,000円

3 イに係る申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 300平方メートル未満のもの 163,000円

(2) 300平方メートル以上500平方メートル以下

のもの 218,000円

4 ウに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 200平方メートル未満のもの 16,000円

(2) 200平方メートル以上のもの 17,000円

5 エに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 200平方メートル未満のもの 34,000円

(2) 200平方メートル以上のもの 38,000円

6 オに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 4戸以下のもの 92,000円

(2) 5戸以上15戸以下のもの 97,000円

7 カに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 4戸以下のもの 227,000円

(2) 5戸以上15戸以下のもの 249,000円

8 キに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 4戸以下のもの 48,000円

(2) 5戸以上15戸以下のもの 56,000円

9 クに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 4戸以下のもの 119,000円

(2) 5戸以上15戸以下のもの 141,000円

10 備考1の場合に係る申請書に、登録判定評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、備考2又は備考3の例により算定した額と備考6から備考9までのいずれかの例により算定した額を合算した額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第14の改正規定は、令和5年4月1日から施行する。

議案第25号参考資料

山陽小野田市手数料徴収条例新旧対照表

改正後				改正前			
別表第14（第2条関係） 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この表において「法」という。）に関する事務				別表第14（第2条関係） 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この表において「法」という。）に関する事務			
	名称	事務	金額		名称	事務	金額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
6	既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定申請手数料	法第86条第2項の規定に基づく建築物に関する特例の認定	1件につき 79,000円 (建築物(建築等に係るものに限る。))の数が2以上である場合にあっては、1を超える建築物(建築等に係るものに限る。))の数に28,000円を乗じて得た額を79,000円に加算した額)	6	既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定申請手数料	法第86条第2項の規定に基づく建築物に関する特例の認定	1件につき 79,000円 (建築物(既存建築物を除く。))の数が2以上である場合にあっては、1を超える建築物(既存建築物を除く。))の数に28,000円を乗じて得た額を79,000円に加算した額)
7	一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定	法第86条の2第1項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は一敷地	1件につき 79,000円 (建築物(新築又は増築等に係るものに限る。))の数が2以上である場合にあって	7	一敷地内建築物以外の建築物の建築認定申請	法第86条の2第1項の規定に基づく一敷地内建築物以外の建築物の建築の認定	1件につき 79,000円 (建築物(同一敷地内認定建築物を除く。))の数が2以上である場合にあって

	申請手数料	内認定建築物の増築等の認定	つては、1を超える建築物（新築又は増築等に係るものに限る。）の数に28,000円を乗じて得た額を79,000円に加算した額
(略)	(略)	(略)	(略)

別表第16（第2条関係）

都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この表において「法」という。）に関する事務

	名称	事務	金額
1	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定	ア 一戸建ての住宅（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この表及び別表第18において「省令」という。）第10条第2号イ（2）及び同号ロ（2）に定める基準（以下この表及び別表第18において「誘導仕様基準」という。）

	手数料		は、1を超える建築物（同一敷地内認定建築物を除く。）の数に28,000円を乗じて得た額を79,000円に加算した額
(略)	(略)	(略)	(略)

別表第16（第2条関係）

都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この表において「法」という。）に関する事務

	名称	事務	金額
1	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定	

		<p><u>による認定に係るものに限る。)</u></p> <p><u>1 件につき</u></p> <p><u>床面積の合計</u></p> <p><u>200平方メートル未</u></p> <p><u>満のもの</u></p> <p><u>20,000円</u></p> <p><u>200平方メートル以</u></p> <p><u>上のもの</u></p> <p><u>24,000円</u></p>		
		<p><u>イ 一戸建ての住宅（誘導</u></p> <p><u>仕様基準による認定に係</u></p> <p><u>るものを除く。)</u></p> <p>1 件につき</p> <p>床面積の合計</p> <p>200平方メートル未</p> <p>満のもの</p> <p>39,000円</p> <p>200平方メートル以</p> <p>上のもの</p> <p>47,000円</p>		<p><u>ア 一戸建ての住宅</u></p> <p>1 件につき</p> <p>床面積の合計</p> <p>200平方メートル未</p> <p>満のもの</p> <p>39,000円</p> <p>200平方メートル以</p> <p>上のもの</p> <p>47,000円</p>
		<p><u>ウ 共同住宅等又は複合建</u></p> <p><u>築物に係る住宅部分（誘</u></p> <p><u>導仕様基準による認定に</u></p> <p><u>係るものに限る。)</u></p>		

		<p><u>1件につき</u></p> <p><u>戸数が1戸のもの</u> 24,000円</p> <p><u>戸数が2戸以上5戸以下のもの</u> 56,000円</p> <p><u>戸数が6戸以上10戸以下のもの</u> 66,000円</p> <p><u>戸数が11戸以上25戸以下のもの</u> 89,000円</p> <p><u>戸数が26戸以上のもの</u> <u>の 126,000円</u></p> <p>エ <u>共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分（誘導仕様基準による認定に係るものを除く。）</u></p> <p>1件につき</p> <p>戸数が1戸のもの 47,000円</p> <p>戸数が2戸以上5戸以下のもの 127,000円</p> <p>戸数が6戸以上10戸</p>				<p>イ <u>共同住宅等又は複合建築物のうち住戸の部分</u></p> <p>1件につき</p> <p>戸数が1戸のもの 47,000円</p> <p>戸数が2戸以上5戸以下のもの 127,000円</p> <p>戸数が6戸以上10戸以下のもの 142,000円</p>
--	--	--	--	--	--	--

		<p>以下のもの 142,000円 戸数が11戸以上25戸以下のもの 187,000円 戸数が26戸以上のもの 257,000円</p>			<p>戸数が11戸以上25戸以下のもの 187,000円 戸数が26戸以上のもの 257,000円</p>
		<p><u>オ</u> <u>非住宅建築物又は複合建築物に係る非住宅部分</u> (以下この表及び別表第18において「非住宅建築物等」という。)のうち工場等の用に供する部分</p> <p>1件につき 床面積の合計 300平方メートル未満のもの 115,000円 300平方メートル以上のもの 150,000円</p>			<p><u>ウ</u> <u>非住宅建築物のうち工場等の用に供する部分</u> 1件につき 床面積の合計 300平方メートル未満のもの 115,000円 300平方メートル以上のもの 150,000円</p>
		<p><u>カ</u> <u>非住宅建築物等</u>のうち工場等の用に供する部分以外の部分</p>			<p><u>エ</u> <u>非住宅建築物</u>のうち工場等の用に供する部分以外の部分</p>

		<p>1 件につき 床面積の合計 300平方メートル未 満のもの 253,000円 300平方メートル以 上のもの 326,000円</p>			<p>1 件につき 床面積の合計 300平方メートル未 満のもの 253,000円 300平方メートル以 上のもの 326,000円</p>
<p>備考</p> <p>1 <u>共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分</u>について申請する場合の手数料の金額は、当該共同住宅等<u>又は複合建築物に係る住宅部分</u>の戸数に応じ<u>ウ又はエ</u>に定める額と当該共同住宅等<u>又は複合建築物に係る住宅部分</u>のうち共用部分の床面積を<u>非住宅建築物等</u>のうち工場等の用に供する部分の床面積とみなした場合の当該床面積の合計に応じ<u>オ</u>に定める額を合算した額とする。</p> <p>2 <u>非住宅建築物等</u>について申請する場合の手数料の金額は、当該<u>非住宅建築物等</u>のうち工場等の用に供する部分の床面積の合計に応じ<u>オ</u>に定める額と当該<u>非住宅建築物等</u>のうち工場等の用に供する部分以外の部分の床面積の合計に応じ<u>カ</u>に定める額を合算した額とする。</p>			<p>備考</p> <p>1 <u>共同住宅等の建築物全体</u>について又は<u>共同住宅等の建築物全体及び住戸の部分</u>について申請する場合の手数料の金額は、当該共同住宅等の<u>全体の戸数</u>に応じ<u>イ</u>に定める額と当該共同住宅等のうち共用部分の床面積を<u>非住宅建築物</u>のうち工場等の用に供する部分の床面積とみなした場合の当該床面積の合計に応じ<u>ウ</u>に定める額を合算した額とする。</p> <p>2 <u>非住宅建築物の建築物全体</u>について申請する場合の手数料の金額は、当該<u>非住宅建築物</u>のうち工場等の用に供する部分の床面積の合計に応じ<u>ウ</u>に定める額と当該<u>非住宅建築物</u>のうち工場等の用に供する部分以外の部分の床面積の合計に応じ<u>エ</u>に定める額を合算した額とする。</p>		

3 複合建築物の建築物全体について申請する場合の手数料の金額は、備考1の例により算定した額と備考2の例により算定した額を合算した額とする。

4 アに係る申請書に、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項の登録住宅性能評価機関（以下この表及び別表第18において「登録住宅性能評価機関」という。）が作成した当該申請に係る低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項各号（法第55条第2項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合していることを証する書類（以下この表において「適合証」という。）又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 200平方メートル未満のもの
15,000円

(2) 200平方メートル以上のもの
19,000円

5 イに係る申請書に、登録住宅性能評価機

3 複合建築物の建築物全体について又は複合建築物の建築物全体及び住戸の部分について申請する場合の手数料の金額は、備考1の例により算定した額と備考2の例により算定した額を合算した額とする。

4 アに係る申請書に、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項の登録住宅性能評価機関（以下この表及び別表第18において「登録住宅性能評価機関」という。）が作成した当該申請に係る低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項各号（法第55条第2項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合していることを証する書類（以下この表において「適合証」という。）又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 200平方メートル未満のもの
34,000円

(2) 200平方メートル以上のもの
42,000円

関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

- (1) 200平方メートル未満のもの
34,000円
- (2) 200平方メートル以上のもの
42,000円

6 ウに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

- (1) 1戸のもの 19,000円
- (2) 2戸以上5戸以下のもの
46,000円
- (3) 6戸以上10戸以下のもの
50,000円
- (4) 11戸以上25戸以下のもの
62,000円
- (5) 26戸以上のもの 81,000円

7 エに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める

5 イに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める

書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

- (1) 1戸のもの 42,000円
- (2) 2戸以上5戸以下のもの
117,000円
- (3) 6戸以上10戸以下のもの
126,000円
- (4) 11戸以上25戸以下のもの
160,000円
- (5) 26戸以上のもの 212,000円

8 オに係る申請書に、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下この表及び別表第18において「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

- (1) 300平方メートル未満のもの
105,000円
- (2) 300平方メートル以上のもの

書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

- (1) 1戸のもの 42,000円
- (2) 2戸以上5戸以下のもの
117,000円
- (3) 6戸以上10戸以下のもの
126,000円
- (4) 11戸以上25戸以下のもの
160,000円
- (5) 26戸以上のもの 212,000円

6 ウに係る申請書に、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下この表及び別表第18において「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

- (1) 300平方メートル未満のもの
105,000円
- (2) 300平方メートル以上のもの

134,000円

9 カに係る申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 300平方メートル未満のもの

243,000円

(2) 300平方メートル以上のもの

310,000円

10 備考1の場合における申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、備考6又は備考7の例により算定した額と備考8の例により算定した額を合算した額とする。

11 備考2の場合における申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、備考8の例により算定した額と備考9の例により算定した額を合算した額とする。

12 備考3の場合における申請書に、登録住宅性能評価機関であり、かつ、登録建築

134,000円

7 エに係る申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 300平方メートル未満のもの

243,000円

(2) 300平方メートル以上のもの

310,000円

8 備考1の場合における申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、備考5の例により算定した額と備考6の例により算定した額を合算した額とする。

9 備考2の場合における申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、備考6の例により算定した額と備考7の例により算定した額を合算した額とする。

10 備考3の場合における申請書に、登録住宅性能評価機関であり、かつ、登録建築

		<p>物エネルギー消費性能判定機関であるもの（以下この表及び別表第18において「登録判定評価機関」という。）が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、<u>備考10</u>の例により算定した額と<u>備考11</u>の例により算定した額を合算した額とする。</p> <p><u>13</u> 法第54条第2項の規定による申出をする場合の手数料の金額は、別表第14の1の項に規定する建築物等確認申請手数料の金額に相当する額を、前記の手数料の金額に加算した金額とする。</p>			<p>物エネルギー消費性能判定機関であるもの（以下この表及び別表第18において「登録判定評価機関」という。）が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、<u>備考8</u>の例により算定した額と<u>備考9</u>の例により算定した額を合算した額とする。</p> <p><u>11</u> 法第54条第2項の規定による申出をする場合の手数料の金額は、別表第14の1の項に規定する建築物等確認申請手数料の金額に相当する額を、前記の手数料の金額に加算した金額とする。</p>		
2	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	<p>法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更認定申請</p>	<p>ア 一戸建ての住宅（誘導仕様基準による認定に係るものに限る。）</p> <p>1件につき</p> <p>床面積の合計</p> <p><u>200平方メートル未満のもの</u></p> <p><u>10,000円</u></p> <p><u>200平方メートル以上のもの</u></p> <p><u>12,000円</u></p> <p>イ 一戸建ての住宅（誘導仕様基準による認定に係るものに限る。）</p>	2	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	<p>法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更認定申請</p>	<p>ア 一戸建ての住宅 変更に係る戸数1件につ</p>

		<p><u>るものを除く。)</u> <u>変更に係る戸数1件につ</u> <u>き</u> 床面積の合計 200平方メートル未 満のもの 21,000円 200平方メートル以 上のもの 24,000円</p> <p>ウ <u>共同住宅等又は複合建</u> <u>築物に係る住宅部分（誘</u> <u>導仕様基準による認定に</u> <u>係るものに限る。)</u> <u>変更に係る戸数1件につ</u> <u>き</u> <u>戸数が1戸のもの</u> <u>12,000円</u> <u>戸数が2戸以上5戸以</u> <u>下のもの</u> <u>28,000円</u> <u>戸数が6戸以上10戸</u> <u>以下のもの</u> <u>33,000円</u> <u>戸数が11戸以上25</u></p>			<p>き 床面積の合計 200平方メートル未 満のもの 21,000円 200平方メートル以 上のもの 24,000円</p>
--	--	--	--	--	--

		<p>戸以下のもの <u>45,000円</u> <u>戸数が26戸以上のもの</u> <u>の64,000円</u></p>		
		<p>エ <u>共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分（誘導仕様基準による認定に係るものを除く。）</u> <u>変更に係る戸数1件につき</u> 戸数が1戸のもの 24,000円 戸数が2戸以上5戸以下のもの 64,000円 戸数が6戸以上10戸以下のもの 71,000円 戸数が11戸以上25戸以下のもの 94,000円 戸数が26戸以上のもの 130,000円</p>		
		<p>オ <u>非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分</u></p>		<p>イ <u>共同住宅等又は複合建築物のうち住戸の部分</u> <u>変更に係る戸数1件につき</u> 戸数が1戸のもの 24,000円 戸数が2戸以上5戸以上のもの 64,000円 戸数が6戸以上10戸以下のもの 71,000円 戸数が11戸以上25戸以下のもの 94,000円 戸数が26戸以上のもの 130,000円</p>
				<p>ウ <u>非住宅建築物のうち工場等の用に供する部分</u></p>

	<p>1 件につき 床面積の合計 300平方メートル未 満のもの 58,000円 300平方メートル以 上のもの 75,000円</p> <p>カ <u>非住宅建築物等のうち 工場等の用に供する部分 以外の部分</u> 1 件につき 床面積の合計 300平方メートル未 満のもの 127,000円 300平方メートル以 上のもの 163,000円</p>		<p>1 件につき 床面積の合計 300平方メートル未 満のもの 58,000円 300平方メートル以 上のもの 75,000円</p> <p>エ <u>非住宅建築物のうち工 場等の用に供する部分以 外の部分</u> 1 件につき 床面積の合計 300平方メートル未 満のもの 127,000円 300平方メートル以 上のもの 163,000円</p>
	<p>備考 1 <u>共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部 分</u>について申請する場合の手数料の金額 は、当該共同住宅等<u>又は複合建築物に係る 住宅部分</u>の戸数に<u>応じウ又はエ</u>に定める額 と当該共同住宅等<u>又は複合建築物に係る住</u></p>		<p>備考 1 <u>共同住宅等の建築物全体</u>について又は<u>共 同住宅等の建築物全体及び住戸の部分</u>につ いて申請する場合の手数料の金額は、当該 共同住宅等の<u>全体の戸数</u>に<u>応じイ</u>に定める 額と当該共同住宅等のうち共用部分の床面</p>

宅部分のうち共用部分の床面積を非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分の床面積とみなした場合の当該床面積の合計に応じオに定める額を合算した額とする。

2 非住宅建築物等について申請する場合の手数料の金額は、当該非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分の床面積の合計に応じオに定める額と当該非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分以外の部分の床面積の合計に応じカに定める額を合算した額とする。

3 複合建築物の建築物全体について申請する場合の手数料の金額は、備考1の例により算定した額と備考2の例により算定した額を合算した額とする。

4 アに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 200平方メートル未満のもの
7,000円

(2) 200平方メートル以上のもの

積を非住宅建築物のうち工場等の用に供する部分の床面積とみなした場合の当該床面積の合計に応じウに定める額を合算した額とする。

2 非住宅建築物の建築物全体について申請する場合の手数料の金額は、当該非住宅建築物のうち工場等の用に供する部分の床面積の合計に応じウに定める額と当該非住宅建築物のうち工場等の用に供する部分以外の部分の床面積の合計に応じエに定める額を合算した額とする。

3 複合建築物の建築物全体について又は複合建築物の建築物全体及び住戸の部分について申請する場合の手数料の金額は、備考1の例により算定した額と備考2の例により算定した額を合算した額とする。

9,000円

5 イに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

- (1) 200平方メートル未満のもの
18,000円
- (2) 200平方メートル以上のもの
21,000円

6 ウに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる変更に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

- (1) 1戸のもの 9,000円
- (2) 2戸以上5戸以下のもの
23,000円
- (3) 6戸以上10戸以下のもの
25,000円
- (4) 11戸以上25戸以下のもの
31,000円
- (5) 26戸以上のもの 41,000円

4 アに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

- (1) 200平方メートル未満のもの
18,000円
- (2) 200平方メートル以上のもの
21,000円

7 エに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる変更に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

- (1) 1戸のもの 21,000円
- (2) 2戸以上5戸以下のもの
59,000円
- (3) 6戸以上10戸以下のもの
63,000円
- (4) 11戸以上25戸以下のもの
80,000円
- (5) 26戸以上のもの 107,000円

8 オに係る申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

- (1) 300平方メートル未満のもの
53,000円
- (2) 300平方メートル以上のもの
67,000円

9 カに係る申請書に、登録建築物エネルギー

5 イに係る申請者に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる変更に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

- (1) 1戸のもの 21,000円
- (2) 2戸以上5戸以下のもの
59,000円
- (3) 6戸以上10戸以下のもの
63,000円
- (4) 11戸以上25戸以下のもの
80,000円
- (5) 26戸以上のもの 107,000円

6 ウに係る申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

- (1) 300平方メートル未満のもの
53,000円
- (2) 300平方メートル以上のもの
67,000円

7 エに係る申請書に、登録建築物エネルギー

一消費性能判定機関が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

- (1) 300平方メートル未満のもの
122,000円
- (2) 300平方メートル以上のもの
155,000円

10 備考1の場合における申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、備考6又は備考7の例により算定した額と備考8の例により算定した額を合算した額とする。

11 備考2の場合における申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、備考8の例により算定した額と備考9の例により算定した額を合算した額とする。

12 備考3の場合における申請書に、登録判定評価機関が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、備考10の例により算定した額と備考11の例により算定

一消費性能判定機関が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

- (1) 300平方メートル未満のもの
122,000円
- (2) 300平方メートル以上のもの
155,000円

8 備考1の場合における申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、備考5の例により算定した額と備考6の例により算定した額を合算した額とする。

9 備考2の場合における申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した適合証の添付がある場合の手数料の額は、備考6の例により算定した額と備考7の例により算定した額を合算した額とする。

10 備考3の場合における申請書に、登録判定評価機関が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、備考8の例により算定した額と備考9の例により算定した

した額を合算した額とする。

13 法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出をする場合の手数料の金額は、別表第14の1の項に規定する建築物等確認申請手数料の金額に相当する額を前記の手数料の金額に加算した金額とする。

額を合算した額とする。

11 法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出をする場合の手数料の金額は、別表第14の1の項に規定する建築物等確認申請手数料の金額に相当する額を前記の手数料の金額に加算した金額とする。

別表第18（第2条関係）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この表において「法」という。）に関する事務

	名称	事務	金額
1	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	法第12条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に関する事務	ア <u>非住宅建築物等</u> のうち工場等の用に供する部分（ <u>省令第1条第1項第1号</u> に定める基準（以下この表において「 <u>第1条モデル建物法基準</u> 」という。）による判定に係るものに限る。） 1件につき 床面積の合計 300平方メートル未満のもの 20,000円

別表第18（第2条関係）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この表において「法」という。）に関する事務

	名称	事務	金額
1	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	法第12条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に関する事務	ア <u>非住宅建築物又は複合建築物に係る非住宅部分</u> （以下この表において「 <u>非住宅建築物等</u> 」という。）のうち工場等の用に供する部分（ <u>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号</u> 。以下この表において「 <u>省令</u> 」という。）第1条第1項第1号に定める基準（以下

		<p>300平方メートル以上500平方メートル以下のもの</p> <p>29,000円</p>			<p>この表において「第1条モデル建物法基準」という。)による判定に係るものに限る。)</p> <p>1件につき</p> <p>床面積の合計</p> <p>300平方メートル未満のもの</p> <p>20,000円</p> <p>300平方メートル以上500平方メートル以下のもの</p> <p>29,000円</p>
		<p>イ 非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分(第1条モデル建物法基準による判定に係るものを除く。)</p> <p>1件につき</p> <p>床面積の合計</p> <p>300平方メートル未満のもの</p> <p>22,000円</p> <p>300平方メートル以上500平方メートル</p>			<p>イ 非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分(第1条モデル建物法基準による判定に係るものを除く。)</p> <p>1件につき</p> <p>床面積の合計</p> <p>300平方メートル未満のもの</p> <p>22,000円</p> <p>300平方メートル以上500平方メートル</p>

		<p>以下のもの</p> <p>31,000円</p> <p>ウ 非住宅建築物等のうち 工場等の用に供する部分 以外の部分（第1条モデル 建物法基準による判定 に係るものに限る。）</p> <p>1件につき 床面積の合計</p> <p>300平方メートル未 満のもの</p> <p>98,000円</p> <p>300平方メートル以 上500平方メートル 以下のもの</p> <p>129,000円</p> <p>エ 非住宅建築物等のうち 工場等の用に供する部分 以外の部分（第1条モデル 建物法基準による判定 に係るものを除く。）</p> <p>1件につき 床面積の合計</p> <p>300平方メートル未 満のもの</p>			<p>以下のもの</p> <p>31,000円</p> <p>ウ 非住宅建築物等のうち 工場等の用に供する部分 以外の部分（第1条モデル 建物法基準による判定 に係るものに限る。）</p> <p>1件につき 床面積の合計</p> <p>300平方メートル未 満のもの</p> <p>98,000円</p> <p>300平方メートル以 上500平方メートル 以下のもの</p> <p>129,000円</p> <p>エ 非住宅建築物等のうち 工場等の用に供する部分 以外の部分（第1条モデル 建物法基準による判定 に係るものを除く。）</p> <p>1件につき 床面積の合計</p> <p>300平方メートル未 満のもの</p>
--	--	---	--	--	---

			<p>173,000円 300平方メートル以上500平方メートル以下のもの 234,000円</p>				<p>173,000円 300平方メートル以上500平方メートル以下のもの 234,000円</p>
2	建築物エネルギー消費性能変更適合性判定手数料	法第12条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能変更適合性判定に関する事務	<p>ア 非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分（第1条モデル建物法基準による判定に係るものに限る。） 1件につき 床面積の合計 300平方メートル未満のもの 10,000円 300平方メートル以上500平方メートル以下のもの 14,000円</p> <p>イ 非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分（第1条モデル建物法基準による判定に係るものを除く。） 1件につき</p>	2	建築物エネルギー消費性能変更適合性判定手数料	法第12条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能変更適合性判定に関する事務	<p>ア 非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分（第1条モデル建物法基準による判定に係るものに限る。） 1件につき 床面積の合計 300平方メートル未満のもの 10,000円 300平方メートル以上500平方メートル以下のもの 14,000円</p> <p>イ 非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分（第1条モデル建物法基準による判定に係るものを除く。） 1件につき</p>

		<p>床面積の合計</p> <p>300平方メートル未満のもの</p> <p>11,000円</p> <p>300平方メートル以上500平方メートル以下のもの</p> <p>15,000円</p> <p>ウ 非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分以外の部分（第1条モデル建物法基準による判定に係るものに限る。）</p> <p>1件につき</p> <p>床面積の合計</p> <p>300平方メートル未満のもの</p> <p>50,000円</p> <p>300平方メートル以上500平方メートル以下のもの</p> <p>65,000円</p> <p>エ 非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分以外の部分（第1条モデ</p>			<p>床面積の合計</p> <p>300平方メートル未満のもの</p> <p>11,000円</p> <p>300平方メートル以上500平方メートル以下のもの</p> <p>15,000円</p> <p>ウ 非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分以外の部分（第1条モデル建物法基準による判定に係るものに限る。）</p> <p>1件につき</p> <p>床面積の合計</p> <p>300平方メートル未満のもの</p> <p>50,000円</p> <p>300平方メートル以上500平方メートル以下のもの</p> <p>65,000円</p> <p>エ 非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分以外の部分（第1条モデ</p>
--	--	---	--	--	---

			<p>ル建物法基準による判定に係るものを除く。)</p> <p>1件につき</p> <p>床面積の合計</p> <p>300平方メートル未満のもの</p> <p>87,000円</p> <p>300平方メートル以上500平方メートル以下のもの</p> <p>117,000円</p>				<p>ル建物法基準による判定に係るものを除く。)</p> <p>1件につき</p> <p>床面積の合計</p> <p>300平方メートル未満のもの</p> <p>87,000円</p> <p>300平方メートル以上500平方メートル以下のもの</p> <p>117,000円</p>
3	軽微変更 該当証明 申請手数料	法第12条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する <u>事務</u>	<p>ア 非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分(第1条モデル建物法基準による判定に係るものに限る。)</p> <p>1件につき</p> <p>床面積の合計</p> <p>300平方メートル未満のもの</p> <p>10,000円</p> <p>300平方メートル以上500平方メートル以下のもの</p> <p>14,000円</p>	3	軽微変更 該当証明 申請手数料	法第12条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する事	<p>ア 非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分(第1条モデル建物法基準による判定に係るものに限る。)</p> <p>1件につき</p> <p>床面積の合計</p> <p>300平方メートル未満のもの</p> <p>10,000円</p> <p>300平方メートル以上500平方メートル以下のもの</p> <p>14,000円</p>

		<p>イ 非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分（第1条モデル建物法基準による判定に係るものを除く。）</p> <p>1件につき 床面積の合計</p> <p>300平方メートル未満のもの 11,000円</p> <p>300平方メートル以上500平方メートル以下のもの 15,000円</p> <p>ウ 非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分以外の部分（第1条モデル建物法基準による判定に係るものに限る。）</p> <p>1件につき 床面積の合計</p> <p>300平方メートル未満のもの 50,000円</p> <p>300平方メートル以</p>			<p>イ 非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分（第1条モデル建物法基準による判定に係るものを除く。）</p> <p>1件につき 床面積の合計</p> <p>300平方メートル未満のもの 11,000円</p> <p>300平方メートル以上500平方メートル以下のもの 15,000円</p> <p>ウ 非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分以外の部分（第1条モデル建物法基準による判定に係るものに限る。）</p> <p>1件につき 床面積の合計</p> <p>300平方メートル未満のもの 50,000円</p> <p>300平方メートル以</p>
--	--	---	--	--	---

		<p>上500平方メートル以下のもの 65,000円</p> <p>エ 非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分以外の部分（第1条モデル建物法基準による判定に係るものを除く。） 1件につき 床面積の合計 300平方メートル未満のもの 87,000円 300平方メートル以上500平方メートル以下のもの 117,000円</p>			<p>上500平方メートル以下のもの 65,000円</p> <p>エ 非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分以外の部分（第1条モデル建物法基準による判定に係るものを除く。） 1件につき 床面積の合計 300平方メートル未満のもの 87,000円 300平方メートル以上500平方メートル以下のもの 117,000円</p>
	<p>備考</p> <p>1 「工場等」とは、工場、危険物の貯蔵又は処理に供する建築物、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場及び火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう。</p> <p>2 非住宅建築物等（工場等の用に供する部分及び工場等の用に供する部分以外の部分</p>		<p>備考</p> <p>1 「工場等」とは、工場、危険物の貯蔵又は処理に供する建築物、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場及び火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう。</p> <p>2 非住宅建築物等（工場等の用に供する部分及び工場等の用に供する部分以外の部分</p>		

		を含むものに限る。)について判定を受ける場合の手数料の額は、ア若しくはイに定める額とウ若しくはエに定める額を合算した額又は当該工場等の用に供する部分の床面積を工場等の用に供する部分以外の部分の床面積とみなした場合の当該床面積の合計に応じウ若しくはエに定める額のいずれか低い額とする。			を含むものに限る。)について判定を受ける場合の手数料の額は、ア若しくはイに定める額とウ若しくはエに定める額を合算した額又は当該工場等の用に供する部分の床面積を工場等の用に供する部分以外の部分の床面積とみなした場合の当該床面積の合計に応じウ若しくはエに定める額のいずれか低い額とする。		
4	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	法第34条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定	ア 非住宅建築物等(省令第10条第1号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準(以下この表において「第10条モデル建物法基準」という。)による認定に係るものに限る。) 1件につき 床面積の合計 300平方メートル未満のもの 98,000円 300平方メートル以上500平方メートル以下のもの 129,000円	4	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	法第34条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定	ア 非住宅建築物等(省令第10条第1号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準(以下この表において「第10条モデル建物法基準」という。)による認定に係るものに限る。) 1件につき 床面積の合計 300平方メートル未満のもの 98,000円 300平方メートル以上500平方メートル以下のもの 129,000円

		<p>イ 非住宅建築物等（第10条モデル建物法基準による認定に係るものを除く。） 1件につき 床面積の合計 300平方メートル未満のもの 173,000円 300平方メートル以上500平方メートル以下のもの 234,000円</p> <p>ウ <u>一戸建ての住宅（誘導仕様基準による認定に係るものに限る。）</u> <u>1件につき</u> <u>床面積の合計</u> <u>200平方メートル未満のもの</u> <u>20,000円</u> <u>200平方メートル以上のもの</u> <u>21,000円</u></p> <p>エ <u>一戸建ての住宅（誘導</u></p>			<p>イ 非住宅建築物等（第10条モデル建物法基準による認定に係るものを除く。） 1件につき 床面積の合計 300平方メートル未満のもの 173,000円 300平方メートル以上500平方メートル以下のもの 234,000円</p> <p>ウ <u>一戸建ての住宅</u></p>
--	--	--	--	--	--

	<p><u>仕様基準による認定に係るものを除く。)</u> 1件につき 床面積の合計 200平方メートル未満のもの 39,000円 200平方メートル以上のもの 43,000円</p> <p>オ <u>共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分であって、共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量を算出するもの（誘導仕様基準による認定に係るものに限る。)</u> 申請に係る戸数1件につき <u>戸数が4戸以下のもの</u> <u>162,000円</u> <u>戸数が5戸以上15戸以下のもの</u> <u>181,000円</u></p> <p>カ <u>共同住宅等又は複合建</u></p>		<p>1件につき 床面積の合計 200平方メートル未満のもの 39,000円 200平方メートル以上<u>500平方メートル以下</u>のもの 43,000円</p> <p>エ <u>共同住宅等又は複合建</u></p>
--	---	--	---

			<p>建築物に係る住宅部分であって、共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量を算出するもの（誘導仕様基準による認定に係るものを除く。） 申請に係る戸数1件につき 戸数が4戸以下のもの 237,000円 戸数が5戸以上15戸以下のもの 269,000円</p> <p>キ 共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分であって、共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量を算出しないもの（誘導仕様基準による認定に係るものに限る。） 申請に係る戸数1件につき 戸数が4戸以下のもの 53,000円 戸数が5戸以上15戸</p>			<p>建築物のうち住戸の部分であって、共用部分の設計一次エネルギー消費量を算出するもの 申請に係る戸数1件につき 4戸以下のもの 237,000円 5戸以上15戸以下のもの 269,000円</p>
--	--	--	--	--	--	---

	<p style="text-align: center;"><u>以下のもの</u> <u>73,000円</u></p> <p>ク <u>共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分</u>であって、<u>共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量を算出しないもの（誘導仕様基準による認定に係るものを除く。）</u></p> <p>申請に係る戸数1件につき</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>戸数が4戸以下のもの</u> 129,000円</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>戸数が5戸以上15戸以下のもの</u> 161,000円</p>		<p>オ <u>共同住宅等又は複合建築物のうち住戸の部分</u>であって、<u>共用部分の設計一次エネルギー消費量を算出しないもの</u></p> <p>申請に係る戸数1件につき</p> <p style="padding-left: 2em;">4戸以下のもの 129,000円</p> <p style="padding-left: 2em;">5戸以上15戸以下のもの 161,000円</p>
	<p>備考</p> <p>1 2以上の建築物について申請する場合の手数料の金額は、当該建築物ごとに算出する。</p> <p>2 複合建築物の建築物全体について申請する場合の手数料の金額は、当該複合建築物に係る<u>非住宅部分</u>の床面積の合計に応じア又はイに定める額と当該複合建築物に係る<u>住宅部分</u>の戸数に応じオからクまでのいずれ</p>		<p>備考</p> <p>1 2以上の建築物について申請する場合の手数料の金額は、当該建築物ごとに算出する。</p> <p>2 複合建築物の建築物全体について、<u>複合建築物の建築物全体及び住戸の部分</u>について、<u>複合建築物の建築物全体及び非住宅部分</u>について又は<u>複合建築物の建築物全体並びに住戸の部分及び非住宅部分</u>について申</p>

れかに定める額を合算した額とする。

3 アに係る申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した当該申請に係る法第35条第1項各号（法第36条第2項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合していることを証する書類（以下この表において「誘導基準適合証」という。）の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 300平方メートル未満のもの
88,000円

(2) 300平方メートル以上500平方メートル以下のもの 113,000円

4 イに係る申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した誘導基準適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

請する場合の手数料の金額は、当該複合建築物のうち非住宅部分の床面積の合計に応じア又はイに定める額と当該複合建築物のうち住戸の部分の戸数に応じエ又はオに定める額を合算した額とする。

3 アに係る申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した当該申請に係る法第35条第1項各号（法第36条第2項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合していることを証する書類（以下この表において「誘導基準適合証」という。）の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 300平方メートル未満のもの
88,000円

(2) 300平方メートル以上500平方メートル以下のもの 113,000円

4 イに係る申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した誘導基準適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

	<p>(1) 300平方メートル未満のもの 163,000円</p> <p>(2) 300平方メートル以上500平方メートル以下のもの 218,000円</p> <p>5 <u>ウに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。</u></p> <p>(1) <u>200平方メートル未満のもの</u> 15,000円</p> <p>(2) <u>200平方メートル以上のもの</u> 16,000円</p> <p>6 <u>エに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。</u></p> <p>(1) 200平方メートル未満のもの 34,000円</p> <p>(2) 200平方メートル以上のもの 38,000円</p> <p>7 <u>オに係る申請書に、登録住宅性能評価機</u></p>		<p>(1) 300平方メートル未満のもの 163,000円</p> <p>(2) 300平方メートル以上500平方メートル以下のもの 218,000円</p> <p>5 <u>ウに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。</u></p> <p>(1) 200平方メートル未満のもの 34,000円</p> <p>(2) 200平方メートル以上のもの 38,000円</p>
--	---	--	--

関が作成した誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 4戸以下のもの 152,000円

(2) 5戸以上15戸以下のもの
161,000円

8 カに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 4戸以下のもの 227,000円

(2) 5戸以上15戸以下のもの
249,000円

9 キに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 4戸以下のもの 43,000円

(2) 5戸以上15戸以下のもの

6 エに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 4戸以下のもの 227,000円

(2) 5戸以上15戸以下のもの
249,000円

		53,000円					
		<p>10 <u>ク</u>に係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。</p> <p>(1) 4戸以下のもの 119,000円</p> <p>(2) 5戸以上15戸以下のもの 141,000円</p>				<p>7 <u>オ</u>に係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。</p> <p>(1) 4戸以下のもの 119,000円</p> <p>(2) 5戸以上15戸以下のもの 141,000円</p>	
		<p>11 備考2の場合に係る申請書に、登録判定評価機関が作成した誘導基準適合証の添付がある場合の手数料の金額は、備考3又は備考4の例により算定した額と<u>備考7</u>から<u>備考10</u>までのいずれかの例により算定した額を合算した額とする。</p>				<p>8 備考2の場合に係る申請書に、登録判定評価機関が作成した誘導基準適合証の添付がある場合の手数料の金額は、備考3又は備考4の例により算定した額と<u>備考6</u>又は<u>備考7</u>の例により算定した額を合算した額とする。</p>	
		<p>12 法第35条第2項の規定による申出をする場合の手数料の金額は、別表第14の1の項に規定する建築物等確認申請手数料の金額に相当する額を前記の手数料の金額に加算した金額とする。</p>				<p>9 法第35条第2項の規定による申出をする場合の手数料の金額は、別表第14の1の項に規定する建築物等確認申請手数料の金額に相当する額を前記の手数料の金額に加算した金額とする。</p>	
5	建築物エネルギー消費性能向上計画	法第36条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画	ア 非住宅建築物等（第10条モデル建物法基準による認定に係るものに限る。）	5	建築物エネルギー消費性能向上計画	法第36条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画	ア 非住宅建築物等（第10条モデル建物法基準による認定に係るものに限る。）

変更認定 申請手数料	の変更認定	<p>1件につき 床面積の合計 300平方メートル未 満のもの 50,000円 300平方メートル以 上500平方メートル 以下のもの 65,000円</p> <p>イ 非住宅建築物等（第 10条モデル建物法基準 による認定に係るものを 除く。） 1件につき 床面積の合計 300平方メートル未 満のもの 87,000円 300平方メートル以 上500平方メートル 以下のもの 117,000円</p> <p>ウ <u>一戸建ての住宅（誘導 仕様基準による認定に係 るものに限る。）</u></p>	変更認定 申請手数料	の変更認定	<p>1件につき 床面積の合計 300平方メートル未 満のもの 50,000円 300平方メートル以 上500平方メートル 以下のもの 65,000円</p> <p>イ 非住宅建築物等（第 10条モデル建物法基準 による認定に係るものを 除く。） 1件につき 床面積の合計 300平方メートル未 満のもの 87,000円 300平方メートル以 上500平方メートル 以下のもの 117,000円</p>
---------------	-------	---	---------------	-------	---

		<u>1件につき</u> <u>床面積の合計</u> <u>200平方メートル未</u> <u>満のもの</u> <u>10,000円</u> <u>200平方メートル以</u> <u>上のもの</u> <u>11,000円</u>		
		<u>エ 一戸建ての住宅（誘導</u> <u>仕様基準による認定に係</u> <u>るものを除く。）</u> 1件につき 床面積の合計 200平方メートル未 満のもの 21,000円 200平方メートル以 上のもの 23,000円		<u>ウ 一戸建ての住宅</u> 1件につき 床面積の合計 200平方メートル未 満のもの 21,000円 200平方メートル以 上のもの 23,000円
		<u>オ 共同住宅等又は複合建</u> <u>築物に係る住宅部分であ</u> <u>って、共用部分の誘導設</u> <u>計一次エネルギー消費量</u> <u>を算出するもの（誘導仕</u> <u>様基準による認定に係る</u>		

			<p><u>計一次エネルギー消費量を算出しないもの（誘導仕様基準による認定に係るものに限る。）</u> <u>申請に係る戸数1件につき</u> <u>戸数が4戸以下のもの</u> <u>27,000円</u> <u>戸数が5戸以上15戸以下のもの</u> <u>36,000円</u></p> <p>ク <u>共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分であって、共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量を算出しないもの（誘導仕様基準による認定に係るものを除く。）</u> <u>申請に係る戸数1件につき</u> <u>戸数が4戸以下のもの</u> <u>65,000円</u> <u>戸数が5戸以上15戸以下のもの</u> <u>81,000円</u></p>			<p>オ <u>共同住宅等又は複合建築物のうち住戸の部分であって、共用部分の設計一次エネルギー消費量を算出しないもの</u> <u>申請に係る戸数1件につき</u> <u>4戸以下のもの</u> <u>65,000円</u> <u>5戸以上15戸以下のもの</u> <u>81,000円</u></p>
--	--	--	---	--	--	--

	<p>備考</p> <p>1 2以上の建築物について申請する場合の手数料の金額は、当該建築物ごとに算定する。</p> <p>2 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物を追加する場合の当該他の建築物に係る手数料の金額は、前記の手数料の金額にかかわらず、この項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の金額に相当する額とする。</p> <p>3 複合建築物の建築物全体について申請する場合の手数料の金額は、当該複合建築物に係る<u>非住宅部分の床面積の合計に応じア又はイに定める額と当該複合建築物に係る住宅部分の戸数に応じオからクまでのいずれかに定める額を合算した額とする。</u></p> <p>4 アに係る申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した誘導基準適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額</p>		<p>備考</p> <p>1 2以上の建築物について申請する場合の手数料の金額は、当該建築物ごとに算定する。</p> <p>2 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物を追加する場合の当該他の建築物に係る手数料の金額は、前記の手数料の金額にかかわらず、この項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の金額に相当する額とする。</p> <p>3 複合建築物の建築物全体について、<u>複合建築物の建築物全体及び住戸の部分について、複合建築物の建築物全体及び非住宅部分について又は複合建築物の建築物全体並びに住戸の部分及び非住宅部分について申請する場合の手数料の金額は、当該複合建築物のうち非住宅部分の床面積の合計に応じア又はイに定める額と当該建築物のうち住戸の部分の戸数に応じエ又はオに定める額を合算した額とする。</u></p> <p>4 アに係る申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した誘導基準適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額</p>
--	--	--	--

から減じた金額とする。

(1) 300平方メートル未満のもの
45,000円

(2) 300平方メートル以上500平方
メートル以下のもの 56,000円

5 イに係る申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した誘導基準適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 300平方メートル未満のもの
82,000円

(2) 300平方メートル以上500平方
メートル以下のもの 108,000円

6 ウに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 200平方メートル未満のもの
7,000円

(2) 200平方メートル以上のもの
8,000円

から減じた金額とする。

(1) 300平方メートル未満のもの
45,000円

(2) 300平方メートル以上500平方
メートル以下のもの 56,000円

5 イに係る申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した誘導基準適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 300平方メートル未満のもの
82,000円

(2) 300平方メートル以上500平方
メートル以下のもの 108,000円

7 エに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 200平方メートル未満のもの
18,000円

(2) 200平方メートル以上のもの
20,000円

8 オに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 4戸以下のもの 76,000円

(2) 5戸以上15戸以下のもの
81,000円

9 カに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

6 ウに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 200平方メートル未満のもの
18,000円

(2) 200平方メートル以上のもの
20,000円

7 エに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

	<p>(1) 4戸以下のもの 114,000円 (2) 5戸以上15戸以下のもの 125,000円</p> <p><u>10</u> キに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。</p> <p>(1) <u>4戸以下のもの 22,000円</u> (2) <u>5戸以上15戸以下のもの 26,000円</u></p> <p><u>11</u> クに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。</p> <p>(1) 4戸以下のもの 60,000円 (2) 5戸以上15戸以下のもの 71,000円</p> <p><u>12</u> 備考3の場合における申請書に、登録判定評価機関が作成した誘導基準適合証の添付がある場合の手数料の金額は、備考4又は備考5の例により算定した額と備考8</p>		<p>(1) 4戸以下のもの 114,000円 (2) 5戸以上15戸以下のもの 125,000円</p> <p><u>8</u> オに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。</p> <p>(1) 4戸以下のもの 60,000円 (2) 5戸以上15戸以下のもの 71,000円</p> <p><u>9</u> 備考3の場合における申請書に、登録判定評価機関が作成した誘導基準適合証の添付がある場合の手数料の金額は、備考4又は備考5の例により算定した額と備考7又</p>
--	---	--	--

		から備考11までのいずれかの例により算定した額を合算した額とする。			は備考8の例により算定した額を合算した額とする。		
		13 法第36条第2項において準用する法第35条第2項の規定による申出をする場合の手数料の金額は、別表第14の1の項に規定する建築物等確認申請手数料の金額に相当する額を前記の手数料の金額に加算した金額とする。			10 法第36条第2項において準用する法第35条第2項の規定による申出をする場合の手数料の金額は、別表第14の1の項に規定する建築物等確認申請手数料の金額に相当する額を前記の手数料の金額に加算した金額とする。		
6	建築物エネルギー消費性能に係る認定申請手数料	法第41条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定	<p>ア 非住宅建築物（<u>第1条モデル建物法基準</u>による認定に係るものに限る。） 1件につき 床面積の合計 300平方メートル未満のもの 98,000円 300平方メートル以上500平方メートル以下のもの 129,000円</p> <p>イ 非住宅建築物（<u>第1条モデル建物法基準</u>による認定に係るものを除く。） 1件につき</p>	6	建築物エネルギー消費性能に係る認定申請手数料	法第41条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定	<p>ア 非住宅建築物（<u>省令第1条第1項第1号ロに定める基準</u>による認定に係るものに限る。） 1件につき 床面積の合計 300平方メートル未満のもの 98,000円 300平方メートル以上500平方メートル以下のもの 129,000円</p> <p>イ 非住宅建築物（<u>省令第1条第1項第1号ロに定める基準</u>による認定に係るものを除く。）</p>

		<p>床面積の合計</p> <p>300平方メートル未満のもの</p> <p>173,000円</p> <p>300平方メートル以上500平方メートル以下のもの</p> <p>234,000円</p> <p>ウ 一戸建ての住宅（省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準による認定に係るものに限る。）</p> <p>1件につき</p> <p>床面積の合計</p> <p>200平方メートル未満のもの</p> <p>21,000円</p> <p>200平方メートル以上のもの</p> <p>22,000円</p> <p>エ 一戸建ての住宅（省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準による認定に係るものに限る。）</p> <p>1件につき</p> <p>床面積の合計</p> <p>200平方メートル未満のもの</p> <p>21,000円</p> <p>200平方メートル以上のもの</p> <p>22,000円</p>		
		<p>床面積の合計</p> <p>300平方メートル未満のもの</p> <p>173,000円</p> <p>300平方メートル以上500平方メートル以下のもの</p> <p>234,000円</p> <p>ウ 一戸建ての住宅（省令第1条第1項第2号イ(2)i及び同号ロ(2)に定める基準による認定に係るものに限る。）</p> <p>1件につき</p> <p>床面積の合計</p> <p>200平方メートル未満のもの</p> <p>21,000円</p> <p>200平方メートル以上のもの</p> <p>22,000円</p> <p>エ 一戸建ての住宅（省令第1条第1項第2号イ(2)i及び同号ロ(2)に定める基準による認定に係るものに限る。）</p> <p>1件につき</p> <p>床面積の合計</p> <p>200平方メートル未満のもの</p> <p>21,000円</p> <p>200平方メートル以上のもの</p> <p>22,000円</p>		

		<p>に定める基準による認定に係るものを除く。)</p> <p>1件につき</p> <p>床面積の合計</p> <p>200平方メートル未満のもの</p> <p>39,000円</p> <p>200平方メートル以上のもの</p> <p>43,000円</p> <p>オ 共同住宅等であって、共用部分の設計一次エネルギー消費量を算出するもの(省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準による認定に係るものに限る。)</p> <p>申請に係る戸数1件につき</p> <p>戸数が4戸以下のもの</p> <p>102,000円</p> <p>戸数が5戸以上15戸以下のもの</p> <p>117,000円</p>			<p>める基準による認定に係るものを除く。)</p> <p>1件につき</p> <p>床面積の合計</p> <p>200平方メートル未満のもの</p> <p>39,000円</p> <p>200平方メートル以上のもの</p> <p>43,000円</p> <p>オ 共同住宅等であって、共用部分の設計一次エネルギー消費量を算出するもの(省令第1条第1項第2号イ(2)ii及び同号ロ(2)に定める基準による認定に係るものに限る。)</p> <p>申請に係る戸数1件につき</p> <p>4戸以下のもの</p> <p>102,000円</p> <p>5戸以上15戸以下のもの</p> <p>117,000円</p>
--	--	---	--	--	---

		<p>カ 共同住宅等であって、共用部分の設計一次エネルギー消費量を算出するもの（<u>省令第1条第1項第2号イ（2）</u>及び同号<u>ロ（2）</u>に定める基準による認定に係るものを除く。） 申請に係る戸数1件につき <u>戸数が4戸以下のもの</u> 237,000円 <u>戸数が5戸以上15戸以下のもの</u> 269,000円</p> <p>キ 共同住宅等であって、共用部分の設計一次エネルギー消費量を算出しないもの（<u>省令第1条第1項第2号イ（2）</u>及び同号<u>ロ（2）</u>に定める基準による認定に係るものに限る。） 申請に係る戸数1件につき</p>			<p>カ 共同住宅等であって、共用部分の設計一次エネルギー消費量を算出するもの（<u>省令第1条第1項第2号イ(2)ii</u>及び同号<u>ロ(2)</u>に定める基準による認定に係るものを除く。） 申請に係る戸数1件につき 4戸以下のもの 237,000円 5戸以上15戸以下のもの 269,000円</p> <p>キ 共同住宅等であって、共用部分の設計一次エネルギー消費量を算出しないもの（<u>省令第1条第1項第2号イ(2)ii</u>及び同号<u>ロ(2)</u>に定める基準による認定に係るものに限る。） 申請に係る戸数1件につき</p>
--	--	---	--	--	---

		<p>戸数が4戸以下のもの 58,000円</p> <p>戸数が5戸以上15戸以下のもの 76,000円</p> <p>ク 共同住宅等であって、共用部分の設計一次エネルギー消費量を算出しないもの（省令第1条第1項第2号イ（2）及び同号ロ（2）に定める基準による認定に係るものを除く。）</p> <p>申請に係る戸数1件につき</p> <p>戸数が4戸以下のもの 129,000円</p> <p>戸数が5戸以上15戸以下のもの 161,000円</p>			<p>4戸以下のもの 58,000円</p> <p>5戸以上15戸以下のもの 76,000円</p> <p>ク 共同住宅等であって、共用部分の設計一次エネルギー消費量を算出しないもの（省令第1条第1項第2号イ(2)ii及び同号ロ(2)に定める基準による認定に係るものを除く。）</p> <p>申請に係る戸数1件につき</p> <p>4戸以下のもの 129,000円</p> <p>5戸以上15戸以下のもの 161,000円</p>
<p>備考</p> <p>1 複合建築物について申請する場合の手数料の金額は、当該複合建築物に係る非住宅部分の床面積の合計に応じア又はイに定める額と当該複合建築物に係る住宅部分の戸</p>			<p>備考</p> <p>1 複合建築物について申請する場合の手数料の金額は、当該複合建築物のうち非住宅部分の床面積の合計に応じア又はイに定める額と当該複合建築物のうち住戸の部分の</p>		

数に応じオからクまでのいずれかに定める額を合算した額とする。

- 2 アに係る申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した当該申請に係る法第2条第1項第3号に掲げる基準に適合していることを証する書類（以下この表において「適合証」という。）又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 300平方メートル未満のもの
88,000円

(2) 300平方メートル以上500平方メートル以下のもの 113,000円

- 3 イに係る申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 300平方メートル未満のもの
163,000円

(2) 300平方メートル以上500平方メートル以下のもの 218,000円

戸数に応じオからクまでのいずれかに定める額を合算した額とする。

- 2 アに係る申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した当該申請に係る法第2条第1項第3号に掲げる基準に適合していることを証する書類（以下この表において「適合証」という。）又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 300平方メートル未満のもの
88,000円

(2) 300平方メートル以上500平方メートル以下のもの 113,000円

- 3 イに係る申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 300平方メートル未満のもの
163,000円

(2) 300平方メートル以上500平方メートル以下のもの 218,000円

<p>4 ウに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。</p> <p>(1) 200平方メートル未満のもの 16,000円</p> <p>(2) 200平方メートル以上のもの 17,000円</p> <p>5 エに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。</p> <p>(1) 200平方メートル未満のもの 34,000円</p> <p>(2) 200平方メートル以上のもの 38,000円</p> <p>6 オに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金</p>	<p>4 ウに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。</p> <p>(1) 200平方メートル未満のもの 16,000円</p> <p>(2) 200平方メートル以上のもの 17,000円</p> <p>5 エに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。</p> <p>(1) 200平方メートル未満のもの 34,000円</p> <p>(2) 200平方メートル以上のもの 38,000円</p> <p>6 オに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金</p>
---	---

額から減じた金額とする。

(1) 4戸以下のもの 92,000円

(2) 5戸以上15戸以下のもの
97,000円

7 カに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 4戸以下のもの 227,000円

(2) 5戸以上15戸以下のもの
249,000円

8 キに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 4戸以下のもの 48,000円

(2) 5戸以上15戸以下のもの
56,000円

9 クに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、

額から減じた金額とする。

(1) 4戸以下のもの 92,000円

(2) 5戸以上15戸以下のもの
97,000円

7 カに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 4戸以下のもの 227,000円

(2) 5戸以上15戸以下のもの
249,000円

8 キに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 4戸以下のもの 48,000円

(2) 5戸以上15戸以下のもの
56,000円

9 クに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、

	<p>次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。</p> <p>(1) 4戸以下のもの 119,000円</p> <p>(2) 5戸以上15戸以下のもの 141,000円</p> <p>10 備考1の場合に係る申請書に、登録判定評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、備考2又は備考3の例により算定した額と備考6から備考9までのいずれかの例により算定した額を合算した額とする。</p>		<p>次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。</p> <p>(1) 4戸以下のもの 119,000円</p> <p>(2) 5戸以上15戸以下のもの 141,000円</p> <p>10 備考1の場合に係る申請書に、登録判定評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、備考2又は備考3の例により算定した額と備考6から備考9までのいずれかの例により算定した額を合算した額とする。</p>
--	--	--	--